

(3) 相談支援グループの要綱への位置づけについて

豊岡市障害者自立支援協議会設置要綱 新旧対照表

現 行	改正案
<p><u>(部会)</u></p> <p>第9条 <u>協議会は、その所掌事務について必要な調査及び検討を行うため、部会を置くことができる。</u></p> <p>2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が全体会議に諮って定める。</p>	<p><u>(部会及びグループ)</u></p> <p>第9条 <u>協議会は、その所掌事務について調査及び検討を行うための部会並びに必要な地域課題の抽出を行うためのグループを置くことができる。</u></p> <p>2 部会及びグループの組織及び運営に関し必要な事項は、会長が全体会議に諮って定める。</p>